

射水市監査委員告示第 13 号

定例監査結果の公表について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、射水市監査基準(令和2年射水市監査委員告示第6号)に準拠して令和2年11月に実施した総務課、管財契約課、検査監、選挙管理委員会事務局及び議事調査課の定例監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年11月19日

射水市監査委員 村上 欽 哉

射水市監査委員 折橋 清 弘

射水市監査委員 堀 義 治

## 定例監査結果報告

### 第 1 監査の概要

#### 1 監査の対象及び選定理由

##### ( 1 ) 監査の対象

財務管理部（総務課、管財契約課、検査監）  
 選挙管理委員会（選挙管理委員会事務局）  
 議会事務局（議事調査課）

##### ( 2 ) 選定理由

総務課、管財契約課、検査監、選挙管理委員会事務局及び議事調査課の財務に関する事務、経営に係る事業の管理については、監査の実施頻度、金額的・質的重要性などから、次のとおり当年度の監査委員監査の対象とする。

監査の方法	対象部局	前回の監査期間（監査範囲）
監査委員監査	総務課	令和元年10月25日から同年11月11日まで （平成30年度及び令和元年4月～9月執行分）  （監査委員監査）
	選挙管理委員会事務局	
	管財契約課	
	検査監	
	議事調査課	

#### 2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、令和元年度及び令和2年度4月～9月に執行した当該事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの監査手続を通じて検証することを目的とする。

#### 3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
( 1 ) 必要性の乏しい補助金や助成金が交付されるリスク	ア 使用は、交付要綱の交付目的及び交付対象を逸脱していないか。
	イ 補助金の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。
	ウ 実績報告に基づく精算は適切か。
	エ 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点から整理すべきものはないか。
( 2 ) 適正な契約手続が行われないリスク	ア 随意契約による場合、その理由は適正か。
	イ 随意契約による場合は原則として2人以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1人の者から見積書を徴する時は、その理由は適正か。

	ウ 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の算定、秘密保持の方法は適正に行われているか。また、工事については設計書金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる歩切りを行っているものはないか。
	エ 権限を超えた契約及び恣意に分割している契約はないか。
	オ 契約書、見積書等関係書類及び恣意に分割している契約はないか。
	カ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ確実に整備されているか。
(3) 支出事務が適正に行われないリスク	ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
	イ 需用費、備品購入費の支出において、検査検収は确实に行われ、かつ、物品購入、修繕等の事実のないものはないか。
	ウ 委託料の支出において、委託の相手方及び選定方法は適切か。
	エ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

#### 4 監査の実施内容

総務課、管財契約課、検査監、選挙管理委員会事務局及び議事調査課の財務に関する事務、経営に係る事業の管理について、主な着眼点ごとに、内部統制の整備状況及び運用状況について、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの方法により監査を実施した。

なお、議事調査課に関する監査について、堀義治監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により、除斥とした。

#### 5 監査の期間

令和2年10月23日から同年11月10日まで

### 第2 事業の概要

#### 1 事務又は事業の概要

##### (1) 総務課・選挙管理委員会事務局

総務課・選挙管理委員会事務局は、防災・危機管理、条例・規則の審査・公布及び情報管理に係る事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

防災・危機管理の統括に関すること

条例、規則等の審査、公布及び編纂に関すること

情報公開に関すること

選挙管理委員会に関すること

庁内ネットワーク及びサーバ、端末等の管理に関すること

庁内電算化及び電子自治体の推進に関すること

(2) 管財契約課

管財契約課は、市有財産の維持管理、入札及び工事等の検査に係る事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- 市有財産の維持、管理及び処分に関すること
- 公共用地の取得、処分及び登記事務の手續に関すること
- 入札及び契約に関すること

(3) 検査監

検査監は、工事等の検査に係る事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- 工事等の検査に関すること
- 工事等の設計積算、技術指導に関すること。

(4) 議事調査課

議事調査課は、議会、議員に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- 議会本会議、委員会及び協議会に関すること。
- 議案及び請願書等に関すること。
- 議会広報に関すること。
- 政務活動費に関すること。

2 監査対象課の職員数の直近数年間の推移

(単位：名)

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
総務課・選挙管理委員会事務局	12	11	12
管財契約課	12	11	11
検査監	3	3	2
議事調査課	5	5	5

3 予算・決算の状況

(1) 総務課・選挙管理委員会

歳入

(単位：千円)

区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
	現計予算額	決算額	決算額
14-1-1 総務費使用料	2	2	2
15-2-1 総務費国庫補助金	5,723	1,224	
15-3-1 総務費国庫委託金	33	17,321	59
16-1-5 総務費県負担金		842	
16-2-1 総務費県補助金	3,267	2,391	

16-3-1 総務費県委託金	32,963	48,720	28,401
18-1-8 総務費寄付金	1,020		
21-4-1 総務費受託事業収入			291
21-5-2 雑入	10	831	88
合 計	43,018	71,331	31,758

## 歳出

区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
	現計予算額	決算額	決算額
2-1-1 一般管理費	47,612	46,624	46,712
2-1-3 文書広報費	3,883	3,525	5,634
2-1-8 行政情報推進費	342,828	287,848	273,303
2-1-10 公平委員会費	285	326	271
2-1-15 防災対策費	53,344	32,567	45,750
2-4-1 選挙管理委員会費	589	454	468
2-4-2 選挙啓発費	155	138	141
2-4-3 県知事選挙費	30,461		
2-4-4 衆議院議員総選挙費		28,156	
2-4-5 県議会議員選挙費		18,052	8,946
庄東用水土地改良区総代選挙費			28
金山土地改良区総代選挙費			51
大門町土地改良区総代選挙費			195
海区漁業調整委員会委員選挙費			39
合 計	479,157	417,688	381,538

## (2) 管財契約課

### 歳入

区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
	現計予算額	決算額	決算額
14-1-1 総務費使用料	1,815	1,891	1,848
17-1-1 財産貸付収入	4,600	7,848	6,601
17-2-1 不動産売払収入	78,801	59,664	55,637
17-2-2 物品売払収入	1	1	5
21-5-2 雑入	28,515	30,234	15,649
合 計	113,732	99,638	79,742

### 歳出

区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
	現計予算額	決算額	決算額
2-1-6 財産管理費	208,663	224,012	668,346
合 計	208,663	224,012	668,346

### (3) 検査監

#### 歳出

区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
	現計予算額	決算額	決算額
2-1-5 会計管理費	9,782	8,838	8,537
合計	9,782	8,838	8,537

### (4) 議事調査課

#### 歳出

区分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
	現計予算額	決算額	決算額
1-1-1 議会費	204,099	203,921	229,961
合計	204,099	203,921	229,961

## 第3 監査の結果

事務事業は概ね適正に行われていたものと認めるが、次の事項について措置又は検討されたい。なお、その他簡易な注意事項については記述を省略した。

### ○意見

(1)本市のICTを活用した事業は、先進的な取り組みをなされているが、マイナンバーカードを活用した各種事業にあたっては、いわゆる高齢者等の情報弱者が取り残されないよう配慮するとともに、情報格差が生じないように努められたい。

(総務課)

(2)本市は、繰越事業が多い傾向があるので、早期発注に努め繰越事業とならないよう担当課に指導されたい。

(管財契約課)